

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「地域活性化総合特区」(仮称)における特例措置
2	要望の内容	<p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣による認定を受けた「地域活性化特区計画」(仮称)において定める「地域活性化総合特区」(仮称)において、</p> <p><国 税></p> <p>①同計画に記載された事業を実施しようとする者として、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受けた(P)事業者について、個人投資家が認定後3年以内に当該事業者に出資した場合、当該投資家の投資年度の総所得額から一定額を控除する特例措置を創設【<u>所得税に係る投資控除</u>】。なお、社会的課題に取り組む事業にあつては、投資の直前期までの営業キャッシュフローが赤字であることを要しない。</p> <p>②同計画に記載された事業でかつ公益的なものを実施しようとする者が、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受け、当該事業の用に供する不動産を取得した場合、当該不動産の登記に係る登録免許税を減免する特例措置の創設【<u>登録免許税の減免</u>】。</p> <p><地方税></p> <p>③所得税について上記措置が認められた場合、個人住民税(所得割)及び個人事業税について同様の効果を適用する。</p>
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	2020年まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p style="text-align: center;">—</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「地域活性化総合特区」(仮称)内における企業への出資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数 等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。</p>
8	有効性等	① 適用数等	「地域活性化総合特区」(仮称)50ヶ所程度において適用すると仮定。
		② 減収額	<p><国 税> 500億円前後 <地方税> 200億円前後 ※国際戦略総合特区との合算</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られ、地域力が向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、地域戦略として志のある資金を結集すべき事業や、地域資源を最大限活用するために必要な事業が十分に実施されない結果、地域力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図ることを目的としており、将来的には、税収減を上回る追加的な税収が期待できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域戦略として志のある資金を結集すべき具体的事業や、地域資源を最大限活用するために必要な具体的事業は、事業者の知恵と工夫を活かすことが重要であるため、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、『新しい公共』との連携を含めた政策パッケージを講じる」と定められている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「総合特区制度」の趣旨として、「地域の責任ある戦略」に基づき、「民間の知恵と資金、国の施策の『選択と集中』の観点を最大限活かす」と定められている。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—